



6月30日(火)まで 児童手当・特例給付の「現況届」を提出してください

☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月に現況届の提出が必要です。6月30日(火)までに子育て支援課または西部支所へ提出してください。

■必要書類

- 受給者の健康保険証の写し
- ※児童の保険証ではありません。
- 受給者と配偶者の「平成27年度児童手当所得証明書」
- ※平成27年1月1日に菊陽町に住所があった人は不要です。
- 児童と別居している場合、「監護・生計同一申立書」と「児童と同じ世帯全員分の住民票謄本(筆頭者・本籍・続柄記載のもの)」
- ※別居中の児童の住所が菊陽町だった場合、住民票謄本は不要です。

■注意事項

- 現況届を提出しないと、6月以降の児童手当や子育て世帯臨時福祉給付金を受給できません。
- 同封の子育て世帯臨時特例給付金申請書も必ず提出してください。



ファミリー・サポート・センター 協力会員の養成講座を行います

☎ 菊陽町ボランティアセンター ☎(232)4824

- ファミリー・サポート・センターとは、地域で子育てを援助するために援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が有償で相互に援助活動を行うものです。今回、「協力会員」の養成講座を行います。
- 日時・内容
- 7月6日(月)「保育サービスを提供するために・心の発達とその問題」
 - 7月8日(水)「保育の心・子どもの世話・子どもの遊び」
 - 7月11日(土)「子どもの安全と事故・小児看護の基礎知識・子どもの栄養と食生活」
 - 7月18日(土)「保育サービスを提供するために・子どもの発育と病気」
- 各日午前9時～正午



あなたとつくる町の未来 総合計画後期基本計画策定の策定委員会委員を募集します

☎ 総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

町は第5期総合計画を策定し、基本構想の実現に向けた基本計画を5年ごとに策定しています。今回、平成28年度～平成32年度の後期基本計画を策定するための策定委員会の委員を募集します。

策定委員会とは

策定委員会は、基本構想実現のため、具体的施策の企画・立案を行う機関です。町職員や町議会議員、町民の皆さんから募集した委員で構成されます。

■定員

3人程度

■申込方法

総合政策課や役場総合案内、西部支所にある応募用紙と小論文(800字程度)を持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかで応募してください。

■申込先

〒869-1192(住所不要)
菊陽町役場 総合政策課
☎(232)2112
FAX(232)4923
電子メール sogoseisaku@town.kikyo.lg.jp

■申込期限

6月22日(月) 午後5時15分
(郵送の場合、当日消印有効)

■選考方法

応募の理由や意見などで選考します。結果は、6月下旬～7月上旬に直接通知します。

■報酬・費用弁償
「菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

申請はお早めに♪



子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けます

子育て世帯臨時特例給付金とは、消費税率の引き上げによる子育て世帯の家計への負担を減らすための臨時的な措置として支給する給付金です。

■受給対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者
※平成27年度の所得が所得制限限度額以上で、児童手当の特例給付受給者は対象外です。

■対象児童

受給対象者の児童

■支給額

対象児童1人につき3千円(1回のみ)

■申請方法

公務員を除く児童手当対象者に、申請書などを送ります。対象になると思う場合は同封の返信用封筒で郵送するか、子育て支援課または西部支所へ持参してください。

※公務員は職場発行の「公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書」と「申請書」を子育て支援課または西部支所へ提出してください。

■必要書類

- 申請書
 - 運転免許証、保険証など本人確認書類の写し
 - 振り込みを希望する通帳の写し
- ※児童手当の振り込み先と同じ口座を希望する場合、②③は必要ありません。
※必要書類が漏れている場合は、支給ができません。

■申請期限

9月15日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)

■申し込み・問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係
☎(232)2202

男女共同参画社会づくり 地域リーダー研修生を募集します

「男女共同参画」とは、男女が共に自立し支え合うこと。誰もが能力を発揮し、幸せを実感できる社会をつくるために、欠かせない視点です。

「地域に貢献したい」「職場や地域をもっと心地良い場所にしたい」。そんな思いを実現するための第一歩を一緒に始めませんか。同じ思いを持ったたくさんの仲間が待っています。

■研修

- 事前研修 9月
- 県外研修(東京方面)
10月23日(金)～10月25日(日)
(2泊3日)
- 事後研修 平成28年1月

■対象者 町内在住の20歳以上65歳未満で、全研修課程に意欲を持って参加できる人

■費用 研修に必要な費用は県と町が負担します(一部個人負担があります)。



■申込方法

三里木町民センターや役場総合案内、西部支所、町ホームページにある参加申込書に必要事項を記入し、郵送するか持参してください。

■申込期限

6月30日(火) 午後5時15分
(郵送の場合、当日消印のあるもの)

■定員

1人

■発表

選考後、7月中に通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒869-1101
菊陽町津久礼2962番地2
三里木町民センター
☎(232)5536

